

開議 午前10時00分

---

○中野委員長 それでは定刻となりましたので、議会運営委員会、これより開会をさせていただきたいと思います。

本日、佐藤副委員長から遅れる旨の届出がございます。ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求める事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時02分

○中野委員長 それでは、議会運営委員会、再開をさせていただきます。

無所属安田議員、杉山議員から欠席する旨の届出があり、協議事項についての意向は事前に伺っていることを報告させていただきます。

それでは、協議事項の1番目、議会運営事項及び議長の諮問事項についてでございます。(1)議会人事についてでございます。

昨日、私の方で保留をしていた答弁から再開をさせていただきたいと思います。

改めてではありますが、昨日、民主連合の江川委員から、さきの答弁を踏まえても、このたびの辞任撤回は無効ではないか、その内容について正式な見解を求める趣旨の御質問がございました。一部繰り返しの答弁にはなりますが、5月13日における正副議長の辞任撤回に関わっての私の対応については、反省すべき点があったと思っております。しかしながら、正副議長の意向に従いながら、その都度、必要となる協議や議事を進めていく職責が私にあると考えておりますので、今回のように辞任の意向が撤回された場合、その状況に応じて、予断を挟むことなく、議会運営を行っていく立場が議会運営委員会委員長の使命だと認識しております。

したがいまして、お尋ねの手続が無効かどうかという件につきましては、該当するルールが定められていないことからも、私が判断する立場にはないと考えております。御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○江川委員(民主連合) 御答弁ありがとうございます。

そうですね、旭川市議会の公式の会議である議会運営委員会代表者会議に諮らなかつたという、この点に関しては、反省すべき点はあったという委員長のお言葉、分かると思います。ただ、該当するルールはやはり定められていないというそういった中で、委員長だけではやはり判断できないので、会議体があるわけです。だから、会派に限らず、先人たちが都度、その時々で議会全体で妥協点を判断してきた、そういうことを、議論を積み重ねたっていう知恵、仕組みなのだとということをまず1点、申し上げておきたいと思います。(「委員長」と言う者あり)

○中野委員長 石川厚子委員。

○石川厚子委員(共産) 昨日の江川委員からの、辞任の撤回は無効ではないか、委員長の正式な見解をとの問い合わせに対しまして、今、委員長のほうから、手続が無効かどうかについて判断する立場

はない、こういった見解が示されました。ということは、有効という根拠がないということが確認されたというふうに受け取ります。

そもそも、事の発端は、5月8日の議会運営委員会で福居議長、中村副議長が辞意を表明し、それを受けて議運代表者会議を3回開催し、選挙の投票方法まで定めました。それが突然、13日の議運で正副議長ともに辞意を撤回したため、議会は大混乱に陥ったわけです。私たち議運のメンバーは、5月14日の臨時議会の開会に間に合わせようと議論を重ねてまいりましたが、残念ながら、深夜の24時までかかっても調整はつかず、時間切れとなり、第3回臨時議会は流会となりました。昨日、流会の責任を取って、副議長は議長に辞職願を提出いたしました。

そこで、議長にお尋ねしたいと思います。議長にも、第3回臨時議会を流会にした責任があるのではないかと思いますが、議長の見解をお伺いします。

○福居議長 私の立場としては、議会をスムーズに運営するっていうことが責務の一つであったと思っております。そういう面においては、第3回臨時会が流会になったことは非常に残念に思っている次第でございます。

○石川厚子委員（共産） 今、残念ながら、議長は責任はお認めにならなかつたです。

議長は、5月の議会運営委員会で議会内を正常化させるため、熟慮に熟慮を重ねた結果、辞意を撤回した、このように述べられましたが、議会を正常化させるために、議長は、各派の会長に話をされるなどといった行為は行ってきたのでしょうか。この間、議会を正常化させるため、具体的に何を行ってきたのかお尋ねしたいと思います。

○福居議長 具体的な形としては、会長会議を開催するという形の中で、それが2回ほどボイコットされたということで、私の判断として、5月8日に辞意表明させていただきましたが、いろんな形の中で逡巡した上での判断で、それを撤回させていただいたと。その間、皆様方に、議会運営委員会に御出席されて大変御迷惑をかけたことは、心よりおわびを申し上げる次第でございます。その後という形になりますけども、各会派に当たっている、私自身が動いて当たっているっていう形は今のところございません。

○石川厚子委員（共産） 各会派に御自身で当たったという事実はないということで、議会の正常化のために特段何の努力もされていないということです。私どもは、この辞任の撤回の手続は無効だと考えております。議会を混乱させ、流会にさせた責任は重いというふうに考えます。副議長と同様、議長も潔く辞任すべきと思いますが、議長の見解をお示しください。

○福居議長 今、石川さん、間違えておっしゃったと思うんですけども、中村副議長とともにっていうことなんでしょうか。福居議長とともにっていう言い方をされたように思ったんですけど、違いますか。

○中野委員長 石川厚子委員、もう一度お願いします。

○石川厚子委員（共産） 副議長とともに辞職すべきと申しました。

○福居議長 昨日の午後0時15分に、議長室で中村副議長から辞任の意向を受けました。諸般と一身上の都合で、今回、辞任をしたいという形を受けたわけでございますけども、私自身としては、職責を全うして、その責務を全うしたいと思っている次第でございます。

○石川厚子委員（共産） 職責を全うされるということですが、納得できないということを申し述べます。（「委員長」と言う者あり）

○中野委員長 塩尻委員。

○塩尻委員（市民連合） これまでずっと、今回の件については議運で議論されておりますけども、ずっと平行線をたどっている状況で議論が終わらない状態が続いているかと思います。このままだと定例会のほうにも影響がございますし、第2回定例会を流会させるわけにはいかないと考えております。この際、人事案件については一旦保留にしていただいて、予定されている議案等を先に進行していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○中野委員長 ただいま塩尻委員のほうから御発言がありました。

御指摘のとおり、第2回定例会、12日、本会議を予定しているところであります、本日、当初議運をこの後予定しているところでもあります。しかるべき議事の運営を皆様と御協議していく必要がございますので、まず一旦、この議会人事の件につきましては保留というふうにさせていただきたいというふうに委員長としても考えているところでございます。

それでは、一旦、こここの部分については以上とさせていただきたいと思います。

協議事項の（2）に移りたいと思います。議員の氏名表についてでございます。

中村副議長の辞職に伴い、現在、暫定的に配付資料、議員氏名表（現状）のとおりとしているところであります。配付資料のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

ここで、理事者入室のため、暫時休憩をさせていただきたいと思います。

休憩 午前10時11分

---

再開 午前10時12分

○中野委員長 それでは、議会運営委員会、再開をさせていただきます。

協議事項の2番目でございます。令和7年第2回定例会の運営についてでございます。（1）市長提出議案について、理事者のほうから説明をお願いいたします。

○和田総務部長 令和7年第2回定例市議会を6月12日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回、提出いたしました議案は、議決案件が29件、報告案件が7件の合わせて36件でございます。

議案第1号から議案第3号までの令和7年度各会計補正予算、報告第1号から報告第3号までの令和6年度各会計予算の繰越し、報告第4号及び報告第5号の専決処分の報告につきましては、後ほど総合政策部長から御説明させていただきます。

議案第4号から議案第10号までにつきましては、いずれも条例の制定についてでございます。

議案第4号につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った、または妊娠出産等についての申出をした職員等に対する措置について規定しようとするものでございます。

議案第5号につきましては、いじめ防止等対策委員会の委員及びいじめ問題再調査委員会の委員に係る時間額報酬及び日額報酬の加算制度を新設するとともに、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票所の投票管理者等の報酬額を引き上げるものでございます。

議案第6号につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係する

2件の条例について、部分休業に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第7号及び、2つ飛びまして議案第10号につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、引用条項を整備しようとするものでございます。

議案番号を戻りまして、議案第8号及び議案第9号につきましては、障害福祉サービス事業等に関する基準を定める関係省令等の一部改正に伴い、就労選択支援に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第11号につきましては、建物の処分でございまして、西神楽3線25号に所在いたします旧旭川市立千代ヶ岡小学校及び千代ヶ岡中学校の建物を、3千423万6千950円でアイラーセン・ジャパン合同会社に売却しようとするものでございます。

議案第12号から議案第20号までにつきましては、いずれも財産の取得でございます。

議案第12号は、資源物の積込み等に充てるため、ホイールローダ1台を1千980万円で北海道市町村備荒資金組合から、議案第13号は、除排雪に充てるため、ロータリ除雪車1台を6千292万円でナラサキ産業株式会社旭川支店から、議案第14号は、路面清掃に充てるため、路面清掃車1台を4千290万円で北海道市町村備荒資金組合から、議案第15号は、消火活動に充てるため、水槽付消防ポンプ自動車（II型）1台を9千460万円で株式会社北海道モリタ旭川営業所から、議案第16号は、大規模災害時の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車1台を3千76万7千円で旭川トヨタ自動車株式会社旭川店から、議案第17号は、焼却施設の維持管理に充てるため、焼却施設用部品1式を3千564万円で荏原環境プラント株式会社北海道支店から、議案第18号は、一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器180組を2千293万5千円で緊急通報システム事業協同組合から、議案第19号は、災害時等の指令業務に充てるため、車両運用端末装置1式を9千735万円で株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部から、議案第20号は、小中学校における学習活動に充てるため、令和7年度旭川市小中学校学習者用コンピュータ等（Chrom eOS）2万1千813台を11億2千773万2千100円で東日本電信電話株式会社からそれぞれ買収しようとするものでございます。

議案第21号から議案第28号までにつきましては、いずれも契約の締結でございます。

議案第21号、旧5条庁舎解体工事は、契約金額1億6千5万円で、畠山建設株式会社ほか1社で構成される共同企業体と、議案第22号、旭山動物園遊戯施設整備工事は、契約金額1億5千235万円で、平間造園株式会社ほか2社で構成される共同企業体と、議案第23号、カムイスキーリンクス第5リフト整備工事は、契約金額4億3千725万円で日本ケーブル株式会社札幌支店と、議案第24号、カムイスキーリンクス第5リフト整備電気設備工事は、契約金額1億7千226万円で、西山坂田電気株式会社ほか2社で構成される共同企業体と、議案第25号、忠和6条道路線改良工事は、契約金額2億4千695万円で、株式会社廣野組ほか1社で構成される共同企業体と、議案第26号、花咲大橋長寿命化（耐震補強）工事は、契約金額2億240万円で荒井建設株式会社と、議案第27号、千代田小学校グラウンド整備工事は、契約金額1億7千380万円で、清香園山田植木株式会社ほか2社で構成される共同企業体と、議案第28号、永山西小学校プール改築工事は、契約金額1億6千346万円で、吉宮建設株式会社ほか1社で構成される共同企業体と、それぞれ契約を締結しようとするものでございます。

議案第29号につきましては、株式会社旭川振興公社の取締役を選任するため、議決権行使しようとするものでございます。

次に、報告第6号及び報告第7号につきましては、いずれも専決処分の報告でございます。

報告第6号につきましては、市営住宅の明渡し並びに滞納している家賃及び明渡し期限の翌日から明渡し済みまでの損害金の支払い等を求める訴えの提起についてございまして、当該市営住宅の家賃を滞納している相手方に対する訴えの提起について、5月27日に専決処分をさせていただいたものでございます。

報告第7号につきましては、変更契約の締結についてございまして、旧総合庁舎解体工事の契約金額を、7億5千237万66円から7億5千682万5千303円に増額することについて、4月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

最後に、先議についてのお願いでございます。議案第29号につきましては、株式会社旭川振興公社の株主総会において議決権行使する必要がありますことから、その取扱いにつきまして、何とぞ御先議くださいますようお願いをいたします。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○熊谷総合政策部長 初めに、議案第1号から議案第3号の令和7年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億9千488万8千円を追加するものでございます。

その内容といたしましては、7ページから9ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、7ページの2款総務費では、ふるさと納税推進費など3事業で3千458万4千円、3款民生費では、視覚障害者情報提供推進費など6事業で4千686万6千円、7ページから8ページにわたりますが、4款衛生費では、水道事業会計出資金など2事業で1千461万2千円、6款農林水産業費では、高付加価値農産物流通拡大事業費など5事業で8千78万1千円、8ページから9ページにわたりますが、7款商工費では、中小企業振興資金金融資事業費など5事業で5千535万5千円、8款土木費では、街あかり推進費など2事業で2千269万円、10款教育費では、豊岡小学校増改築費など2事業で4千万円をそれぞれ追加するものでございます。

これらの財源につきましては、5ページから6ページの歳入にお示しいたしておりますように、5ページの17款国庫支出金で792万9千円、18款道支出金で2千392万円、5ページから6ページにわたりますが、20款寄附金で7千万円、21款繰入金で2千536万1千円、22款繰越金で1億157万8千円、23款諸収入で50万円、24款市債で6千560万円をそれぞれ追加するものでございます。

4ページの第2表、繰越明許費では、放課後児童クラブ運営費について繰越明許費を設定するものでございます。第3表、地方債補正では、水道事業会計出資債など4件の限度額を変更するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。議案第2号、令和7年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、12ページの実施計画にお示しいたしておりますように、水道事業費用で997万3千円、資本的収入で1千399万6千円をそれぞれ追加するものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

最後に、13ページを御覧ください。議案第3号、令和7年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、14ページの実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で61万6千円、下水道事業費用で454万7千円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、報告第1号から報告第3号までの令和6年度各会計予算の繰越しの報告につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第1号を御覧ください。令和6年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてでございますが、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、中心市街地活性化推進費など3事業につきまして、令和6年度内に支出の終わらなかつた額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第2号、令和6年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、配水管布設工事など4事業につきまして、令和6年度内に支払い義務の生じなかつた額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第3号、令和6年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など3事業につきまして、令和6年度内に支払い義務の生じなかつた額を翌年度に繰り越したところでございます。

続きまして、報告第4号及び第5号の専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。このたびの補正予算につきましては、先般流会となりました令和7年第3回臨時会に提案予定であった補正予算案のうち、帯状疱疹ワクチンの定期接種に伴う費用と、大規模下水管路の調査に伴う費用について、緊急施行を要すると判断し、5月16日に専決処分を行つたものでございます。その内容といましましては、報告第4号の一般会計では、補正予算書の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、4款衛生費の予防接種費で4千34万3千円を追加し、この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、21款繰入金で同額を追加したものでございます。次に、報告第5号の下水道事業会計では、補正予算書の実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で4千200万円、下水道事業費用で8千400万円、資本的収入で1千663万2千円、資本的支出で1千666万4千円をそれぞれ追加したものでございます。そのほか、関係条文につきましても併せて整備したものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○中野委員長 ただいま、理事者のほうから市長提出議案についてそれぞれ説明がございました。

特に、ここで委員の皆様から発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

ただいまの説明におきまして、理事者から要望のございました先議の扱いにつきましては、後ほど審議方法のところで協議をさせていただきたいと思います。

それでは、(2)議会提出議案についてでございます。ア、請願・陳情議案の委員会付託について、イ、請願・陳情議案の審査結果報告について、それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります、6月3日現在、陳情を4件受理しております。

まず、5月13日の議会運営委員会で確認した陳情第14号及び陳情第15号の以上2件につい

て、第3回臨時会が流会となりましたので、改めて御説明いたします。陳情第14号の旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする旭川市への訴訟に関して、非公開での協議ではない方法を求めるについてにつきましては、子育て文教常任委員会に付託になろうかと思います。陳情第15号の日帝の象徴である「日の丸」を旭川市議会議場から撤去することを求めるについてにつきましては、議会運営委員会に付託になろうかと思います。

次に、その他2件について御説明いたします。陳情第16号の旭川市における指定金融機関についてにつきましては、総務常任委員会に付託になろうかと思います。陳情第17号のあはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めるについてにつきましては、民生常任委員会に付託になろうかと思います。

御了承いただければ、6月12日の本会議でその手続を取ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告についてであります、御配付しております請願・陳情議案審査結果一覧表のとおり、総務常任委員会で1件結論が出ており、総務常任委員会委員長から議長宛てに審査結果報告書が提出されておりますので、本会議での取扱い時期につきまして、御協議いただきたいと思います。また、今後結論が出た場合につきましては、取扱いの時期等につきまして、改めて御協議いただきたいと思います。

以上でございます。

○中野委員長 ただいま事務局から説明がございました。

まず、アについて、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 次に、イの結論が出ている総務常任委員会1件につきましては、6月12日の開会日に扱うことによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、後日の議会運営委員会で質疑、討論の有無及び賛否を確認することとさせていただきます。

それでは、協議事項のウ、意見書・決議案についてでございます。事前に、自民会議から1件、民主連合から2件、公明党から4件、共産から3件、市民連合から1件、合計11件の提案がありましたので、文案を配付しております。御確認いただければと思います。

これ以外に提案予定の会派等はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、調整は従来どおり代表者会議で行うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の（3）議案の審議方法についてでございます。先ほどの理事者の説明の中で先議の要望がありました議案第29号について、先議とすることでよいか、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 先議でよいと思います。

○江川委員（民主連合） よろしいと思います。

○高花委員（公明党） 先議でよろしいと思います。

○石川厚子委員（共産） 先議でよろしいと思います。

○塩尻委員（市民連合） 先議でよろしいかと思います。

○横山委員外議員（無所属） 先議でよろしいです。

○中野委員長 無所属安田議員、杉山議員のほうからは、委員長に一任ということでお聞きをしておりますので、全会一致をもって先議というふうに決定をするということで扱いたいと思います。

それでは、6月12日の開会日に扱うこととし、後日の議会運営委員会で質疑、討論の有無及び賛否を確認することとさせていただきます。

協議事項のア、令和7年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案についてでございます。議案第1号ないし議案第28号の以上28件につきまして、本会議直接審議または特別委員会付託のどちらかにするか、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思います。大会派順に確認をさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 他の会派の皆様の御意向に合わせたいというふうに存じますが、当会派として精査した結果、本会議直接審議でよろしいのではないかという結論に至っております。

○江川委員（民主連合） 本会議直接審議でよいと思いますが、皆さんに合わせます。

○高花委員（公明党） 本会議直接審議でよろしいと思います。

○石川厚子委員（共産） 本会議直接審議で構わないと思います。

○塩尻委員（市民連合） 本会議直接審議でよろしいかと思います。

○横山委員外議員（無所属） 会派の皆さんの御意見を尊重したいと思います。

○中野委員長 無所属安田議員、杉山議員のほうからも、委員長に一任する旨、お伺いをしておりますので、それでは、全会一致をもって本会議直接審議とさせていただきたいと思います。

それでは、本会議直接審議の関係でありますので、議案につきまして、議案第1号ないし議案第28号の以上28件とさせていただきます。なお、報告第1号ないし報告第7号の以上7件につきましても本会議直接審議とさせていただきます。御承知おきいただきたいと思います。

それでは、（4）一般質問についてでございます。時期につきましては、日程のところで確認をさせていただきます。通告につきましても、同じく日程のところで確認をさせていただきます。時間についてでありますが、質問のみ25分、ただし、一問一答の方式の場合は、質問時間を確保した上で答弁を含めておおむね60分を目安とすることにさせていただきます。回数は、一問一答の方式の場合は回数制限を設けず、一括方式の場合は3回以内とさせていただきます。

それでは、人数の関係であります。各会派、大会派順に人数を確認させていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 6人から7人でお願いいたします。

○江川委員（民主連合） 3人から4人でお願いします。

○高花委員（公明党） 2人でお願いいたします。

○石川厚子委員（共産） 3人でお願いします。

○塩尻委員（市民連合） ゼロから1人でお願いします。

○横山委員外議員（無所属） ゼロから1人でお願いします。

○中野委員長 無所属安田議員からは、ゼロから1人とお伺いをしております。杉山議員のほうからは、ゼロというふうにお伺いをしております。

それでは、一般質問の関係であります。14人から19人というふうになろうかと思います。

順序につきましては、正副議長、議運正副委員長立会いの下、抽せんで行いたいと思います。場所につきましては、質疑質問席とさせていただきます。

それでは、（6）会期と日程についてでございます。この内容については、正副委員長案を示すことによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、今、日程案をお配りさせていただきます。

（日程案配付）

○中野委員長 それでは、日程案、お配りをさせていただきました。既に6月5日、告示となつております。開会、6月12日木曜日、閉会日につきましては6月23日月曜日、通算12日間というふうになろうかと思います。6月12日、本会議を開きまして、提案説明、この際、先議を扱うこととさせていただきます。そして、正午までに一般質問の通告締切り、その後、抽せんというふうになります。13、14、15、16日と、休会日を挟みまして、6月17日、一般質問、18、19日と一般質問を続行し、20日金曜日は休会、21、22日、休会を挟んで、23日月曜日、本会議、議案審議をして閉会という運びになろうかと思います。

このような日程案によろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

それでは、その他の項目であります。（1）令和7年度全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達式についてでございます。このことにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小松議会事務局次長 お手元に配付しております資料に基づき説明いたします。

伝達式は、第2回定例会閉会日、議場において、本会議で諸般の報告の後、休憩して行います。被表彰者は、議員25年以上特別表彰、安田佳正議員、議員10年以上表彰、まじま隆英議員、品田ときえ議員、高木ひろたか議員、佐藤さだお議員の計5名で、伝達品は表彰状及び記念品です。感謝状受領者は福居秀雄議長で、全国市議会議長会部会長及び全国市議会議長会国と地方の協議の場等に関する特別委員会委員としての功績により、2枚の感謝状が贈呈されておりますが、伝達式では、全国市議会議長会部会長の功績による感謝状のみを読み上げ、伝達することとします。伝達方法は、事務局から氏名を読み上げ、それぞれ自席から前に進み出て受け取ることとします。伝達者は、議長が感謝状受領者となっていることから、副議長となります。表彰状及び感謝状の伝達後、お祝いの言葉を副議長及び市長からいただき、引き続いて、受賞者を代表して、安田議員から謝辞をいただることとします。いずれも登壇となります。

以上、御確認をお願いいたします。

○中野委員長 ただいま事務局のほうから説明がございました。ただいまの説明のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

そして、先ほど1点お伝えするのを忘れておりました。議会人事に係る日程につきましては、別途、協議をさせていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、本日予定をしておりました議事につきましては以上となります。次回の議会運営委員

会の招集につきましては、今回、先議がございますので、6月11日水曜日、午前10時、口頭招集というふうにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして議会運営委員会を散会させていただきます。

---

散会 午前10時43分